機能ID	大項目	中項目	小項目	機能名称	機能要件	指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
0180283	7. 共通	7.10. 他基幹業務システム等との連携	7.10.2.他基幹業務システム等との連携	他基幹業務システム等との連携	以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・就学事務システム（学齢簿編製等）に、審査情報を提供する。 ・財務会計システムに、銀行振込データとして作成した支払情報を提供する。 ・給食費管理システムに、就学援助情報を出力する時点で最新の就学援助受給情報を提供する。 ・就学奨励システムに、就学援助情報を出力する時点で最新の就学援助受給情報を提供する。 ・PMHに、医療券情報を提供する。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180267	7. 共通	7.10. 他基幹業務システム等との連携	7.10.2.他基幹業務システム等との連携	他基幹業務システム等との連携	住登外宛名番号の付番・管理に関して、以下の処理ができること。 ・住登外者宛名番号管理機能（共通機能の標準を定める命令第２条第２号ハに規定する機能をいう。以下この表において同じ。）に対して対象者を照会し、照会結果を表示できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180268	7. 共通	7.10. 他基幹業務システム等との連携	7.10.2.他基幹業務システム等との連携	他基幹業務システム等との連携	住登外宛名番号の付番・管理に関して、以下の処理ができること。 ・住登外者宛名番号の付番に際し、住登外者宛名番号管理機能より受領した照会結果に対象者が含まれる場合は、該当する住登外者宛名番号を当該対象者の宛名番号として管理し、その選択結果を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。照会結果に対象者が含まれていない場合は、住登外者宛名番号管理機能に対して住登外者宛名番号の付番依頼ができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180269	7. 共通	7.10. 他基幹業務システム等との連携	7.10.2.他基幹業務システム等との連携	他基幹業務システム等との連携	住登外宛名番号の付番・管理に関して、以下の処理ができること。 ・登録、更新した住登外者の宛名情報を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180284	7. 共通	7.10. 他基幹業務システム等との連携	7.10.2.他基幹業務システム等との連携	他基幹業務システム等との連携	PMHに連携するために必要な項目である不開示フラグを管理し、一覧で確認できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180222	7. 共通	7.11. 保存期間を経過した情報の削除	7.11.1. 保存期間を経過した情報の削除	保存期間を経過した情報の削除	法令年限及び業務上必要な期間（保存期間）を経過した情報について、システムから物理削除できること。個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムからできるだけ速やかに削除できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180223	7. 共通	7.11. 保存期間を経過した情報の削除	7.11.2. 保存期間を経過した情報の削除	保存期間を経過した情報の削除	機能ID 0180222に定める情報の保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

備考
実装必須機能 ： 地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能
標準オプション機能 ： 地方公共団体情報システムに実装するか否かについて当該システムを開発する事業者が判断する機能
実装不可機能 ： 地方公共団体情報システムに実装してはならない機能
— ：・実装区分の列におけるものは当該実装区分において実装の対象外であること
　　・適合基準日の列におけるものは適合基準日を設定しないこと